平成31年3月13日 生涯学習·文化財課

福井県年縞博物館の「博物館に相当する施設」の指定について

博物館法(昭和26年法律第285号)第29条の規定に基づき、福井県年縞博物館 を博物館に相当する施設に指定する。

記

1 設置者の名称 福井県

2 博物館の名称 福井県年縞博物館

3 博物館の所在地 三方上中郡若狭町鳥浜122-12-1

4 指定年月日 平成31年2月22日

5 指定に至った経緯 平成30年9月の開館から100日間が経過し、特別展等を順次開催するとともに、調査研究および教育活動等も計画的に実施しているため、指定が申請された。

6 指定による効果 博物館としての社会的信用性が向上し、年縞関連資料の収集に 関して、寄贈・寄託等の交渉の促進が図れる。また、展示物の賃 借に関する信頼を得ることができ、企画展等を充実させることが 可能となる。

【参考】

種 別	設置主体	設置要件	地方公共団体の施設
登録博物館	・地方公共団体 ・一般社団法人等	・館長、学芸員必置 ・年間 150 日以上開館等	教育委員会が所管する施設
博物館に相当する施設	制限なし	・学芸員に相当する職員必置 ・年間 100 日以上開館等	教育委員会および首長部局 が所管する施設
博物館類似施設 (登録、相当施設以外の施設) ※法的根拠なし	制限なし	制限なし	

博物館に相当する施設の基準について

博物館に相当する施設の指定基準	福井県年縞博物館	判断
1 施 設 ① 建物はおおよそ132㎡以上の面積を有すること。 ② 陳列室、資料保管室、事務室等が整備されていること。	① 1,779.35㎡② 展示室、展示倉庫、事務室、研究室、研究作業室、学芸員室、セミナー室	建物面積、施設とも に要件を満たしている。
2 資料 ① 原則として実物、標本、模型等の所 蔵資料を有すること(但し、寄託資 料でも可)。 ② 所蔵資料は常に整理分類され保管 されていること。	① 年稿(実物)、アンモナイト化石(標本)、人骨化石(標本)など (合計57点) ② 整理分類され、保管されている。	所蔵資料を有し、整 理分類、保管され要 件を満たしている。
3 職 員 職員は一般職員のほか、専門職員として学芸員有資格者もしくは学芸員に 相当する職員を有すること。	館 長 笠島 弘幸 主 任 伊戸 崇 主 査 北川 淳子(学芸員有資格者) 主 査 長屋 憲慶(学芸員有資格者) 主 事 牧尾 あずさ 主 事 堂見 任優 嘱 託 福田 英則 嘱 託 今川 政之	学芸員有資格者、事 務を担当する職員等 を置いており、要件 を満たしている。
4 事 業 ① 展示は常設展はもとより、特別展なども行っていること。 ② 案内書、パンフレット、解説書等印刷物を定期的に刊行していること。 ③ 各種の講習会、講演会、映画会等が行われていること。 ④ 資料について調査研究活動が行われていること。 ⑤ その他各種の教育活動が配慮されていること。	 常設展および特別展が実施されている。 パンフレット等を刊行している。 講習会等が開催されている。 年縞等に関する調査研究活動が行われている。 小中学校を対象とした見学バス運行の支援や専門家によるガイドツアー等が実施されている。 	特別展の実施、パンフレットの刊行等が行われており、要件を満たしている。
5 運 営 ① 館の設置規定、利用規則、職員組織規定等館の運営に必要な諸規定が整備されていること。 ② 開館日数が年間を通じて100日以上であること。 ③ 館の運営が年間を通じて一般に公開されていること。 ④ 年間利用者は、当該地域の人だけでなく、他地域の人にもわたっていること。	 条例および規則で定められている。 年間約315日開館。なお、休館日は、毎週火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日)および年末年始 年間を通じて開館している。 ホームページ等を通じて広く館の広報を行っており、他地域からの観覧者が予想される。 	館の運営に必要な諸 規定が整備され、1 年を通じて100日 以上開館しているな ど、要件を満たして いる。

○博物館法

第五章 雑則

(博物館に相当する施設)

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会(当該施設(都道府県が設置するものを除く。)が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会)が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

○博物館法施行規則

第四章 博物館に相当する施設の指定

(申請の手続)

第十九条 法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定を受けようとする場合は、博物館相当施設指定申請書(別記第九号様式により作成したもの)に次に掲げる書類等を添えて、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十一条において同じ。)が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長(大学に附属する施設にあつては当該大学の長)が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者(大学に附属する施設にあつては当該大学の長)が当該施設の所在する都道府県の教育委員会(当該施設(都道府県が設置するものを除く。)が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第二十一条において同じ。)に、それぞれ提出しなければならない。

- 一 当該施設の有する資料の目録
- 二 直接当該施設の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及び図面
- 三 当該年度における事業計画書及び予算の収支の見積に関する書類
- 四 当該施設の長及び学芸員に相当する職員の氏名を記載した書類

(指定要件の審査)

第二十条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、博物館に相当する施設として指定 しようとするときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとす る。

- 一 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。
- 二 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。
- 三 学芸員に相当する職員がいること。
- 四 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
- 五 一年を通じて百日以上開館すること。
- 2 前項に規定する指定の審査に当つては、必要に応じて当該施設の実地について審査するものとする。